

新旧対照表（「荘内銀行アプリ」利用規約）

改定前	改定後
<p>2. 使用できるスマートフォン  <u>(2)当行は事前に通知することなく使用できる指定機種を変更することができるものとします。当行が変更内容を通知する場合は、ホームページへの掲載、その他当行が定める方法により行います。</u></p> <p>4. 利用時間            本サービスにおける利用時間は、当行所定の時間内とします。            当行の責によらない回線工事・障害等が発生した場合は、取扱時間中であっても契約者に予告なく、取扱を一時停止または中止することがあります。  <u>また、当行は、本サービスの利用時間を契約者に対して事前に通知すること無しに変更する場合があります。</u></p> <p>5. 海外からの利用            本サービスの利用は日本国内に限ります。<u>海外からの利用により生じた損害については、当行は一切責任を負いません。</u>また、国外からの申込および問い合わせについては受付できません。</p> <p>10. サービスの内容            (4) 一生通帳 by Moneytree            ⑥「一生通帳 by Moneytree」および「Moneytree」のご利用にあたっては、「Moneytree」に関する利用規約をご確認のうえ、契約者ご自身の判断でご利用ください。<u>当行は、「一生通帳 by Moneytree」および「Moneytree」のご利用により生じた損害について、当該は一切責任を負いかねます。</u>            ⑦初回登録以降、「一生通帳 by Moneytree」のボタンを押下した時点での登録口座の現在残高、入出金明細を1日4回まで取得して表示します。5回目以降は、「一生通帳 by Moneytree」のボタンを押下しても、4回目時点の情報が表示されます。</p> <p>15. 免責事項            (2)<u>機種変更、初期化、圏外時の利用、障害の発生その他のスマートフォンおよびその利用の状況、通信機械およびコンピュータ等の障害および回線障害ならびに電話の不通となった場合、本サービスが遅延もしくは不能となった場合、本サービスに関して当行から送信した情報の伝達が遅延もしくは不能となった場合、本サービスを利用して保存した情報・データが喪失した場合。</u>            (7)<u>インターネット、公衆電話回線、専用電話回線等の通信経路において盗聴等がなされた、または、本アプリの不正使用等がなされたことにより契約者のアプリ暗証番号、口座情報等が漏洩した場合。</u>            (8)当行が当行所定の確認手段にもとづき本サービスを利用する契約者とみなして行っ</p>	<p>2. 使用できるスマートフォン            (2)当行は使用できる指定機種を変更することができるものとします。当行が変更内容を通知する場合は、ホームページへの掲載、その他当行が定める方法により行います。</p> <p>4. 利用時間            本サービスにおける利用時間は、当行所定の時間内とします。            当行の責によらない回線工事・障害等が発生した場合は、取扱時間中であっても契約者に予告なく、取扱を一時停止または中止することがあります。  <u>また、当行は、本サービスの利用時間を変更する場合があります。</u></p> <p>5. 海外からの利用            本サービスの利用は日本国内に限ります。<u>海外からの利用により生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は一切責任を負いません。</u>また、国外からの申込および問い合わせについては受付できません。</p> <p>10. サービスの内容            (4) 一生通帳 by Moneytree            ⑥「一生通帳 by Moneytree」および「Moneytree」のご利用にあたっては、「Moneytree」に関する利用規約をご確認のうえ、契約者ご自身の判断でご利用ください。<u>当行は、「一生通帳 by Moneytree」および「Moneytree」のご利用により生じた損害について、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、一切責任を負いかねます。</u>            ⑦初回登録以降、「一生通帳 by Moneytree」のボタンを押した時点での登録口座の現在残高、入出金明細を1日4回まで取得して表示します。5回目以降は、「一生通帳 by Moneytree」のボタンを押しても、4回目時点の情報が表示されます。</p> <p>15. 免責事項            (2)<u>機種変更、初期化、圏外時の利用、障害の発生その他のスマートフォンおよびその利用の状況、通信機械およびコンピュータ等の障害および回線障害ならびに電話の不通等により取扱いが遅延もしくは不能となった場合、当行の責によらず、本サービスに関して当行から送信した情報の伝達が遅延もしくは不能となった場合、当行の責によらず、本サービスを利用して保存した情報・データが喪失した場合。</u>            (7)<u>当行の責によらず、インターネット、公衆電話回線、専用電話回線等の通信経路において盗聴等がなされた、または、本アプリの不正使用等がなされたことにより契約者のアプリ暗証番号、口座情報等が漏洩した場合。</u>            (8)当行が当行所定の確認手段にもとづき本サービスを利用する契約者とみなして行っ</p>

改定前	改定後
<p><u>た取扱いについて、アプリ暗証番号、本アプリの不正使用その他の事故があった場合。</u></p> <p>(9) <u>契約者が本サービスにアクセスするに際して使用する通信環境（機器、媒体、事業者等）により、本サービスが遅延および不能、または契約者の情報が漏洩した場合。</u></p> <p>17. サービスの停止・規約の変更</p> <p>(1) <u>当行は、本サービスの種類・内容を変更する場合があります。また、本サービスの維持・更新、その他必要な作業を行うため、任意に本サービスの全部または一部を一時停止することがあります。</u></p> <p>(2) <u>本規約の内容については、本サービスの利便性の向上または運用に支障をきたす恐れがある場合等は、契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。その場合、変更日以降は変更後の規約に従い取扱うものとします。なお、当行の変更によって生じた損害について当行は一切責任を負いません。</u></p> <p>(3) <u>前各項の停止・変更については、当行の定める方法にて告知することとします。</u></p> <p>18. サービスの終了</p> <p>(1) <u>当行は、当行の都合で本サービスを終了することがあり、この終了によって生じた損害について当行は一切責任を負いません。</u></p> <p>22. 解約等</p> <p>(1) <u>本サービスは当行の都合によりいつでも解約できるものとします。当行の都合により本サービスの解約を行う場合、当行が解約の通知を届出の住所宛に発信します。その際何らかの理由でその通知が契約者に到着しなかったとき、または延着したときは、通常到着すべきときに到着したものとみなします。</u></p> <p>(2) <u>契約者に、以下の各号の事由が一つでも生じたときは、当行は契約者に通知することなく本サービスの契約を直ちに解約できるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じた場合は、契約者はその損害額を当行に支払うものとします。</u></p> <p>⑤ <u>住所変更等の届出を怠る等契約者の責に帰すべき事由により、当行が契約者の所在を確認できなくなったとき</u></p>	<p><u>た取扱いについて、当行の責によらないアプリ暗証番号、本アプリの不正使用その他の事故があった場合。</u></p> <p>(9) <u>契約者が本サービスにアクセスするに際して使用する契約者の通信環境（機器、媒体、事業者等）により、本サービスが遅延および不能、または契約者の情報が漏洩した場合。</u></p> <p>17. サービスの停止・規約の変更</p> <p>(1) <u>当行は、本サービスの維持・更新、その他必要な作業を行うため、本サービスの全部または一部を一時停止することがあります。</u></p> <p>(2) <u>本規約の内容については、本サービスの利便性の向上または運用に支障をきたす恐れがある場合等は、ホームページ掲載による表示その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(3) <u>前記（2）の変更は、周知の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p>18. サービスの終了</p> <p>(1) <u>当行は、当行の都合で本サービスを終了することがあり、この終了によって生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は一切責任を負いません。</u></p> <p>22. 解約等</p> <p>(1) <u>本サービスは当事者の一方の都合によりいつでも解約できるものとします。当行の都合により本サービスの解約を行う場合、当行が解約の通知を届出の住所宛に発信します。当行が行った通知が契約者に到着しなかったとき、または延着したときは、通常到着すべきときに到着したものとみなします。</u></p> <p>(2) <u>契約者に、以下の各号の事由が一つでも生じたときは、当行は契約者に通知することなく本サービスの契約を直ちに解約できるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じた場合は、契約者はその損害額を当行に支払うものとします。</u></p> <p>⑤ <u>住所変更等の届出を怠る等により、当行が相当と認める期間、当行が契約者の所在を確認できなくなったとき</u></p>